

特別定額給付金Q & A

令和2年7月16日現在

給付対象者・受給権者について

Q1 給付金の対象者は誰ですか

A1 令和2年4月27日（基準日）に、泉佐野市の住民基本台帳に記録されている方です。

なお、外国人登録者も含みます。

※在留期間が3カ月を超え、住民基本台帳に記録されている外国人の方。

※短期滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

Q2 4月27日（基準日）に生まれた子どもは、給付対象者となりますか

A2 給付対象者となります。

なお、4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者にはなりません。

Q3 4月27日（基準日）以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか

A3 給付対象者となります。

ただし、基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなりますので、御注意ください。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日（4月27日）以降に、

① 申請を行うことなく亡くなられた場合

－ 当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、原則として、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。

－ 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうことから、給付されません。

② 申請を行った後に亡くなられた場合

－ 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

－ 単身世帯の場合も、同様に相続の対象となります。

Q4 給付金を受け取るのは誰になりますか

A4 給付対象者のいる世帯主です。

同居していても世帯分離している場合は、それぞれの世帯主が申請し、受け取ることとなります。

また世帯主に代わり、代理申請・受給もできます。

申請手続について

Q5 郵便申請の書類はいつ送られてきますか

- A5 5月8日（金）から順次、世帯主あてに郵送しております。
なお約4万7000世帯分の作成・印刷作業と郵便事情などにより、配送までにお時間を要する場合がありますので、ご了承ください。
※5月15日までには届くよう日本郵便と調整しております。

令和2年4月27日（基準日）に、泉佐野市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主全員に郵送いたします。

Q6 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか

- A6 次のいずれかの手続による申請が必要です。
- ・市から送付する申請書を返送していただく方法【郵送申請方式】
同封するもの：本人の確認書類（運転免許証の写しなど）
振込先口座の確認書類（通帳の写しなど）
 - ・マイナポータルを活用する方法【オンライン申請方式】
必要なもの：マイナンバーカード
振込先口座の確認書類（通帳の写しなど）
- ※PCの場合はカードリーダーが必要となります。

オンライン申請方式は、ご入力された内容の確認に時間を要する場合がありますので、なるべく郵送申請方式をご利用願います。

※オンライン申請は、令和2年6月30日（火）をもって受付を中止しました。

Q7 市役所で特別定額給付金の申請をしたいのですが

- A7 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請窓口は設置していません。

Q8 振込先口座は、世帯の者なら誰の口座でもいいですか

- A8 世帯主の本人名義の口座に限ります。
ただし、代理人に委任した場合は、代理人名義の口座とすることができます。
この場合、本人確認書類は、世帯主本人と代理人の両方が必要となります。
また、本人と代理人の関係を説明する書類などを提出していただく場合があります。

Q9 申請はいつまで受け付けてくれますか

A9 受付期間は、郵送申請方式の受付開始日から3カ月以内となります。
泉佐野市での申請期限：令和2年8月12日（水）《当日消印有効》

Q10 オンライン申請をしましたが申請書が届きました。返送したほうがいいですか

A10 オンライン申請を行った場合、郵送した申請書の返送は不要です。
※返送は不要ですが、届いた内容物の確認は必ずお願いいたします。
→オンライン申請において、世帯主でない方が申請されるなどの不備があった場合、郵送した申請書にて改めて申請をお願いする場合があります。
※オンライン申請は、令和2年6月30日（火）をもって受付を中止しました。

給付について

Q11 申請書の提出後から給付までは、どのような流れですか

A11 ご申請をいただいた順に記載内容や添付書類の確認を行います。
審査が終了したのから、順次ご指定の口座にお振込みいたします。

Q12 給付金はいつ振り込まれますか

A12 申請書が提出されたタイミングにもよりますが、ご申請をいただいてから2週間程度でお振込みする予定です。
ただし、申請開始当初は申し込みの集中が見込まれますので、2週間以上かかる場合がありますことをご了承ください。

Q13 現金での受け取りはできますか

A13 原則口座へのお振込みのみとなります。
ただし、金融機関の口座が凍結されているなど特別な事情がある場合、現金での給付は可能となります。（この場合でも申請は郵送で行ってください）
なお現金給付の場合、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ご来庁を制限するため給付日を調整するなど、給付が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

Q14 特別定額給付金は課税対象となりますか

A14 課税されません。法律により非課税となります。

相談等について

Q15 給付金の制度について聞きたいです

A15 総務省が設置しているコールセンターにお電話願います。

【電話】0120-260020（フリーダイヤル）

【応答時間】平日、休日を問わず午前9時～午後8時

Q16 市役所にコールセンターはありませんか

A16 泉佐野市でもコールセンターを開設いたしました。

【電話】050-5358-4178

【FAX】050-3606-4959

【応答時間】午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日を除く）

※受付開始後は、大変多くのお問い合わせが見込まれ、電話がつながりにくい状況が予想されます。電話がつながらない場合は、恐れ入りますが時間を置いてからおかけ直してください。